令和８年１０月１日

平塚市長　落合　克宏

放置禁止区域内等に放置されていた自転車等を保管したので、「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第１３条第４項に基づき、次のとおり告示する。

記

１　移　動　理　由　「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」第９条第３項に規定する放置禁止区域内に放置されていたため。又は同条例第１２条第４項に該当するため。

２　移 動 年 月 日　令和８年９月１日～令和８年９月３０日

３　保管自転車等台数　自転車　６１台
原動機付自転車　１台

４　保　管　場　所　平塚市纏自転車等保管場（平塚市纏１－４０－２１）

５　保　管　期　間　告示の日から２か月間

６　受　取　方　法

（１）開場時間　月曜日～土曜日（祝日を含む）、午後１時～午後５時
※年末年始（１２月２９日～１月３日）は除く

（２）受取場所　保管場所と同じ

（３）受取に必要なもの
自転車等の鍵
本人確認書類
（運転免許証・学生証・個人番号カード等）
自転車等保管料（自転車 2,000 円、原動機付自転車 4,000 円）

７　受取のない場合の措置
保管期間経過後は「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき処分する。

８　保管場の連絡先　０４６３－３４－３１３３

まちづくり政策部交通政策課
電話０４６３－２１－９８４０（直通）

以　上